

## 第5部 環境保全の共通基盤の整備

### 第1節 特定工場における公害防止組織の整備

産業公害の防止を図るには、各種の規制措置をとるとともに、事業者により工場内の有効適切な公害防止体制が確立されることが必要である。このため「特定工場の公害防止組織の整備に関する法律」により、特定工場の種類と規模に応じて、公害防止管理者等を選任し、企業内における公害防止体制を整備することが義務づけられている。

本県における公害防止管理者等の選任届出状況は表5-1のとおりである。

表5-1 公害防止管理者等選任届出状況

平成22年3月末

区分  業種 (日本標準産業分類 の中分類による)	特定 工場 の数	公害 防止 統括者	公害 防止 主任 管理者	公害防止管理者											
				大気関係公害 防止管理者				水質関係公害 防止管理者				※騒音関係	※じん関係	※振動関係	ダイオキシン類
				第1種	第2種	第3種	第4種	第1種	第2種	第3種	第4種				
09 食品製造業	7	7	1	0	0	1	6	0	0	1	3	3	0	0	0
10 飲料・たばこ・飼料製造業	6	6	0	0	0	1	4	0	0	0	6	6	0	0	0
11 繊維工業	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
12 衣服・その他の繊維製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13 木材・木製品製造業	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
14 家具・装飾品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16 パルプ・紙・紙加工品製造業	2	2	1	0	0	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0
16 出版・印刷・同関連業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17 化学工業	3	3	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
18 石炭・石炭製品製造業	17	7	0	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	3	0
19 プラスチック製品製造業	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
20 ゴム製品製造業	2	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
21 ぬい草・同製品・毛皮製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22 窯業・土石製品製造業	23	9	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	19	0
23 鉄鋼業	3	3	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
24 非鉄金属製造業	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25 金属製品製造業	10	10	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	4	3	6
26 一般機械器具製造業	2	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
27 電気機械器具製造業	11	10	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	2	0	3
29 電子部品・デバイス製造業	1	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
30 輸送用機械器具製造業	4	4	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	2	0	1
31 精密機械器具製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32 その他の製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33 電気業	2	2	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34 ガス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35 熱供給業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>合 計</b>	<b>93</b>	<b>71</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>38</b>	<b>1</b>	<b>21</b>	<b>2</b>	<b>10</b>	<b>10</b>	<b>3</b>	<b>26</b>	<b>9</b>

※騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている工場を除く。

表 5 - 2 公害防止管理者等選任基準

施 設 の 区 分	公害防止管理者等の種類	資格者の種類
① 令第7条第1項第1号に掲げるばい煙発生施設(大気汚染防止法に規定する有害物質を発生するばい煙発生施設)で排出ガス量が1時間当たり4万 m <sup>3</sup> 以上の工場に設置されるもの	大気関係第1種公害防止管理者	大気関係第1種有資格者
② 令第7条第1項第1号に掲げるばい煙発生施設(大気汚染防止法に規定する有害物質を発生するばい煙発生施設)で排出ガス量が1時間当たり4万 m <sup>3</sup> 未満の工場に設置されるもの	大気関係第2種公害防止管理者	大気関係第1種有資格者又は大気関係第2種有資格者
③ 令第7条第1項第2号に掲げるばい煙発生施設(いおう酸化物及びばいじんのみを発生するばい煙発生施設)で排出ガス量が1時間当たり4万 m <sup>3</sup> 以上の工場に設置されるもの	大気関係第3種公害防止管理者	大気関係第1種有資格者又は大気関係第3種有資格者
④ 令第7条第1項第2号に掲げるばい煙発生施設(いおう酸化物及びばいじんのみを発生するばい煙発生施設)で排出ガス量が1時間当たり1万 m <sup>3</sup> 以上4万 m <sup>3</sup> 未満の工場に設置されるもの	大気関係第4種公害防止管理者	大気関係第1種有資格者、大気関係第2種有資格者、大気関係第3種有資格者又は大気関係第4種有資格者
⑤ 令第7条第2項第1号に掲げる汚水等発生施設(水質汚濁防止法に規定する有害物質を排出する汚水等排出施設)で排出水量が1日当たり1万 m <sup>3</sup> 以上の工場に設置されるもの	水質関係第1種公害防止管理者	水質関係第1種有資格者
⑥ 令第7条第2項第1号に掲げる汚水等発生施設(水質汚濁防止法に規定する有害物質を排出する汚水等排出施設)で排出水量が1日当たり1万 m <sup>3</sup> 未満の工場に設置されるもの	水質関係第2種公害防止管理者	水質関係第1種有資格者又は水質関係第2種有資格者
⑦ 令第7条第2項第2号に掲げる汚水等発生施設(BOD、SS等のいわゆる生活環境項目が問題となる汚水等排出施設)で排出水量が1日当たり1万 m <sup>3</sup> 以上の工場に設置されるもの	水質関係第3種公害防止管理者	水質関係第1種有資格者又は水質関係第3種有資格者
⑧ 令第7条第2項第2号に掲げる汚水等発生施設(BOD、SS等のいわゆる生活環境項目が問題となる汚水等排出施設)で排出水量が1日当たり1万 m <sup>3</sup> 未満の工場に設置されるもの	水質関係第4種公害防止管理者	水質関係第1種有資格者、水質関係第2種有資格者、水質関係第3種有資格者又は水質関係第4種有資格者
⑨ 騒音発生施設	騒音関係公害防止管理者	騒音関係有資格者
⑩ 特定粉じん発生施設	特定粉じん関係公害防止管理者	大気関係第1～4種有資格者又は特定塵関係有資格者
⑪ 一般粉じん発生施設	一般粉じん関係公害防止管理者	大気関係第1～4種有資格者又は一般粉塵関係有資格者
⑫ 振動関係発生施設	振動関係公害防止管理者	振動関係有資格者
⑬ ダイオキシン発生施設	ダイオキシン関係公害防止管理者	ダイオキシン関係有資格者
⑭ 排出ガス量が1時間あたり4万m <sup>3</sup> 以上でありかつ排出水量が一日あたり1万m <sup>3</sup> 以上の特定施設を併置している工場	公害防止主任管理者	大気関係第1種又は第3種有資格者かつ水質関係第1種又は第3種有資格者

## 第2節 公害苦情処理

平成21年度に県及び市町村機関で受け付けた苦情は、432件で、前年度より約27%減少した。  
 (表5-1 公害苦情件数の推移)

これを公害の種類別に見ると、水質汚濁が132件(30.6%)と最も多く、次いで大気汚染が99件(22.9%)、その他(廃棄物の不法投棄等)59件(構成比13.7%)の順となっている。

公害苦情の受理機関別では、県の機関が106件、市町が326件となっている。

図5-1 公害苦情件数の推移

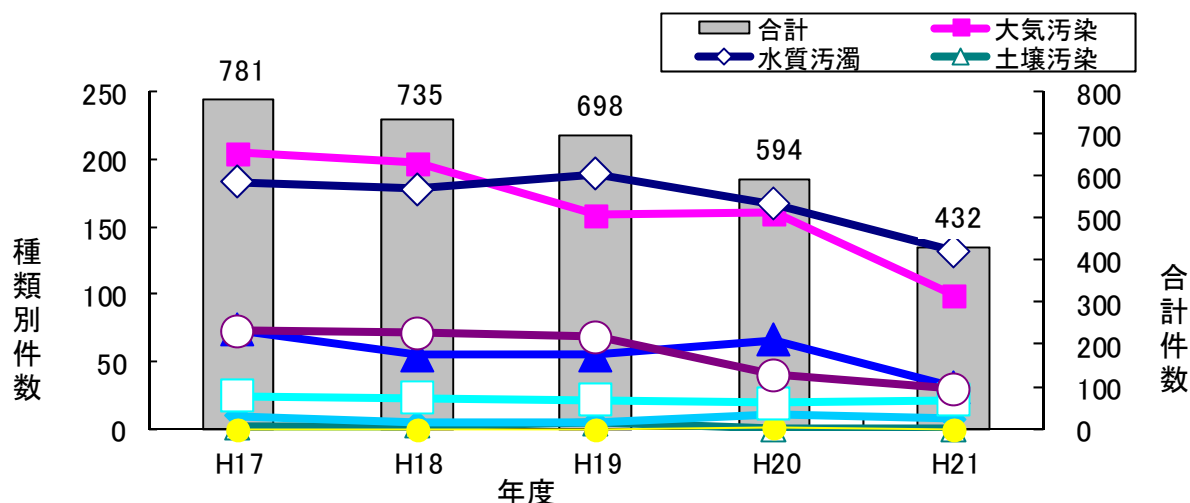


図5-2 公害苦情の発生原因別構成比

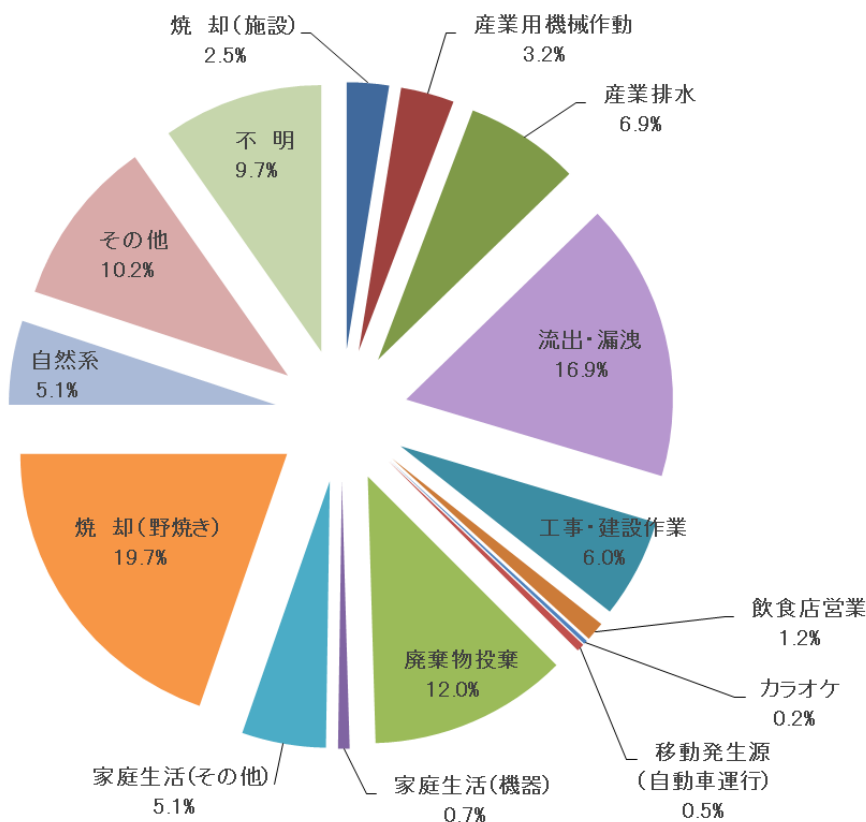


表5-3 公害苦情の発生源別苦情件数（平成21年度）

公害の種類	発生源	合計	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・ 熱供給・水道業	情報通信業	運輸業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	飲食店、宿泊業	医療、福祉	教育、学習支援業	複合サービス事業	サービス業（他に分類されないもの）	公務（他に分類されないもの）	会社・事業所以外			
																					分類不能の産業	個人	その他	不明
典型7公害	大気汚染	99	2	-	-	-	14	9	-	-	2	3	-	1	-	-	-	-	5	-	1	52	4	6
	水質汚濁	132	6	-	2	-	2	22	-	-	1	2	-	-	8	1	-	-	11	1	1	14	19	42
	土壌汚染	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	騒音	31	1	-	-	-	9	3	-	-	-	1	-	-	1	1	-	-	2	-	1	10	1	1
	振動	7	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
	地盤沈下	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	悪臭	68	3	-	-	-	1	7	-	-	1	1	-	-	3	-	-	-	7	-	2	27	4	12
	典型7公害計	337	12	0	2	0	31	41	0	0	4	7	0	1	12	2	0	0	27	1	5	103	28	61
害以外	廃棄物投棄	59	-	-	-	-	5	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	17	-	35
	その他	36	-	-	-	-	5	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	1	9	6	9
	7公害以外計	95	0	0	0	0	10	1	2	0	0	1	0	0	1	0	0	0	3	0	1	26	6	44
合計	432	12	0	2	0	41	42	2	0	4	8	0	1	13	2	0	0	30	1	6	129	34	105	

表5-4 公害苦情の発生原因別苦情件数（平成21年度）

公害の種類	発生原因	合計	焼却（施設）	産業用機械作動	産業排水	流出・漏洩	工事・建設作業	飲食店営業	カラオケ	移動発生源（自動車運行）	移動発生源（鉄道運行）	移動発生源（航空機運航）	廃棄物投棄	家庭生活（機器）	家庭生活（ペット）	家庭生活（その他）	（野焼き）焼却	自然系	その他	不明
	水質汚濁	132	-	1	28	49	4	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	12	7	29
	土壌汚染	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	騒音	31	-	8	-	-	8	1	1	1	-	-	-	2	-	1	-	1	8	-
	振動	7	-	2	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地盤沈下	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	悪臭	68	6	-	2	16	1	3	-	-	-	-	4	-	-	12	-	2	17	5
	計	337	11	14	30	66	21	5	1	1	0	0	4	2	0	16	84	15	33	34
害以外	廃棄物投棄	59	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	48	1	-	4	-	-	2	1
	その他	36	-	-	-	7	2	-	-	1	-	-	-	-	-	2	1	7	9	7
	計	95	0	0	0	7	5	0	0	0	1	0	48	1	0	6	1	7	11	8
合計	432	11	14	30	73	26	5	1	1	2	0	0	52	3	0	22	85	22	44	42

表5-5 受付機関別公害苦情発生状況（平成21年度）

	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
佐賀市	47	19	-	7	7	-	12	3	95
唐津市	1	18	-	5	-	-	2	-	26
鳥栖市	1	16	-	4	-	-	5	2	28
多久市	16	9	-	1	-	-	5	27	58
伊万里市	1	7	-	3	-	-	2	2	15
武雄市	-	2	-	2	-	-	-	5	9
鹿島市	4	3	-	3	-	-	3	18	31
小城市	1	6	-	-	-	-	-	1	8
嬉野市	-	-	-	-	-	-	-	-	0
神埼市	5	4	-	1	-	-	3	15	28
吉野ヶ里町	-	1	-	-	-	-	-	-	1
基山町	-	-	-	-	-	-	-	-	0
上峰町	-	-	-	-	-	-	-	-	0
みやき町	-	2	-	5	-	-	4	-	11
玄海町	1	0	-	-	-	-	-	-	1
有田町	-	0	-	-	-	-	1	-	1
大町町	-	-	-	-	-	-	-	-	0
江北町	3	1	-	-	-	-	-	-	4
白石町	7	3	-	-	-	-	-	-	10
太良町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>市町計</b>	<b>87</b>	<b>91</b>	<b>0</b>	<b>31</b>	<b>7</b>	<b>0</b>	<b>37</b>	<b>73</b>	<b>326</b>
県内各保健福祉事務所	12	41	-	-	-	-	31	22	106
<b>合計</b>	<b>99</b>	<b>132</b>	<b>0</b>	<b>31</b>	<b>7</b>	<b>0</b>	<b>68</b>	<b>95</b>	<b>432</b>

## 第3節 環境影響評価等

### 1 土地利用と環境

最近の土地利用の状況をみると、引き続き農用地が減少する一方で、宅地、道路用地等の都市的土地利用が増加している。

しかし、人口減少・高齢化社会等の到来により、都市部においては、一部の利便性の高い地域を除き、人口密度の低下が進むことが見通され、既存市街地の空洞化、虫食い状に増加する低未利用地などによる土地利用効率の低下が懸念される。

また、農山漁村においては、人口減少による空き地、空き家の増加、担い手不足による耕作放棄地、荒廃森林がさらに増加することが懸念される。

このような状況のなかで、より良い状況で県土を次世代に引き継ぐためには、既存ストックを有効活用するとともに、新規開発等には慎重な配慮の下に当たるなど、持続可能な県土管理を推進する必要がある、国土の利用に関する行政上の指針となる国土利用計画（全国計画）を基本として、佐賀県国土利用計画を策定している。

また、市町に対しても、市町の土地利用の行政上の指針となる国土利用計画（市町村計画）の策定支援を行っている。

このほか、個別規制法（都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法）に基づく諸計画を総合的に調整するための基本となる佐賀県土地利用基本計画を策定し、県土の総合的かつ計画的な利用を推進している。

### 2 環境影響評価

環境影響評価は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に当たって、事前に事業者自らが、その事業に係る環境への影響について調査、予測、評価を行い、その結果を公表して住民や行政機関などの意見を聴くなどの手続を行うことによって、環境保全について適正に配慮した事業計画を作り上げていくための制度である。

国においては、昭和59年に「環境影響評価実施要綱」が閣議決定され、これにより、国が実施し、又は免許等で関与する大規模な事業の実施に当たっては、統一的に環境影響評価が行われることとなったが、環境影響評価により一層の充実を図るため、平成9年6月に「環境影響評価法」が公布され、平成11年6月に施行された。

また、本県でも平成9年3月制定の「佐賀県環境基本条例」に基づき、平成11年7月に「佐賀県環境影響評価条例」を公布、平成12年8月に施行し、環境影響評価の推進を図っている。

平成21年度までの過去5年間に手続が行われた事業は、表5-6のとおりであった。

表5-6 環境影響評価の実施状況（過去5年間）

年度	事業名	事業者	区分	手続状況
17	伊万里都市計画道路 (南波多東山代線)	佐賀県	条例対象	準備書
18	都市計画道路大川佐賀線	国土交通省・佐賀県	法対象	準備書
	都市計画道路多久佐賀線	国土交通省・佐賀県	法対象	方法書
19	一般国道444号福富鹿島道路 (有明沿岸道路)	佐賀県	法対象	方法書
20	(なし)	—	—	—
21	一般廃棄物処理施設整備事業	佐賀県西武広域環境 組合	条例対象	方法書

## 第4節 公害防止に対する助成

### 1 中小企業者に対する融資

#### (1) 現況

企業が自己の責任において、その事業活動により生じる環境問題の解決を図ることは、快適な環境を維持し、住民の福祉向上を図る上で不可避の課題であり、現代社会の中で、企業の果たすべき社会的責任の重要な一要素である。しかしながら、公害防止や産業廃棄物の処理のための施設整備等環境対策への取組みが、直接生産性向上に寄与するものとはならないため、一般的に、経営基盤が脆弱な中小企業者においては、環境対策への取組みが消極的になりがちである。

こうした状況を改善するには、中小企業者が行う環境対策に係る設備投資等の負担を軽減するための各種施策が必要である。

#### (2) 対策

県では、中小企業者への制度金融の一環として、昭和48年度に公害防止のための融資制度を設けた。平成5年度からは「佐賀県中小企業特別対策資金（環境対策貸付）」として再生資源の有効利用のための施設の設置又は改善を行うものを、平成11年度には、省エネルギー効果のある設備の設置又は改善を行うものを貸付対象とし、平成13年度からは、設備投資意欲を促進させるため、不動産の取得を行う場合の貸付において、貸付期間を15年に延長した。

平成16年度には制度金融の資金メニューの整理を行い「経営革新支援貸付（経営基盤強化資金）」の中で、環境保全、廃棄物抑制、省エネルギー対策、ISO14000シリーズの認証に要する取組みを貸付対象とし、貸付限度額を5,000万円に引き上げるなど、低利かつ長期の融資制度の一層の充実を図ってきている（表5-7参照）。

また、「設備貸与」及び「高度化資金」も公害防止施設を対象設備としている（表5-8参照）。県以外においても、政府系金融機関や日本政策投資銀行が公害防止関連の融資制度を設けており（表5-9、表5-10及び表5-11参照）、県の融資制度とともに、中小企業者のより有利な条件での利用を通じて、企業の環境対策の促進を図っている。

表5-7 佐賀県中小企業特別対策資金（経営革新支援貸付（経営基盤強化資金））の概要  
（平成22年10月1日現在）

貸付対象者（条件全てを満たすこと）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・客観的に事業を行っていることが明らかであること</li> <li>・県内に住居若しくは事業所を有する個人又は県内に本店若しくは事業所を有する法人で、客観的に事業を行っていることが明らかな中小企業者</li> <li>・行政庁の許認可等を必要とする事業を営む者は、その許認可等を得ていること</li> </ul>
貸付対象資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●貿易振興・国際化対策 ISO14000シリーズの認証を受けようとする中小企業者が必要とする事業資金</li> <li>●環境・省エネルギー対策 環境保全・廃棄物抑制又は省エネルギー対策に取り組む次に掲げる中小企業者が必要とする事業資金</li> <li>・公害防止施設又は環境保全施設の設置又は改善を行うもの</li> <li>・再生資源の有効利用のための施設の設置又は改善を行うもの</li> <li>・産業廃棄物の処理を自ら行うもの又は産業廃棄物処理を業として行うもの</li> <li>・環境への負荷の低減その他環境の保全を図るもの</li> <li>・省エネルギー効果のある設備の設置又は改善を行うもの</li> </ul>
貸付限度額	5,000万円（運転資金のみの場合は、2,000万円）
貸付期間	設備資金10年以内（不動産の取得を主な内容とするものについては、15年以内） （据置2年以内）、運転資金7年以内（据置1年以内）

貸付利率、保証料	貸付利率 年 1.8%、保証料 年 1.35%以内
担保、保証人	信用保証協会の定めるところによる
取扱金融機関	佐賀銀行、佐賀共栄銀行、佐賀信用金庫、唐津信用金庫、伊万里信用金庫、九州ひぜん信用金庫、佐賀西信用組合、佐賀東信用組合、商工組合中央金庫、みずほ銀行、三井住友銀行、福岡銀行、筑邦銀行、親和銀行、西日本シティ銀行、長崎銀行、大川信用金庫、九州幸銀信用組合

表 5-8 その他の県融資制度の概要（平成 22 年 10 月 1 日現在）

制度名	設備貸与	高度化資金
融資対象	原則として、小規模企業者（従業員 20 人以下）	事業協同組合等
対象施設	汚水処理施設、ばい煙処理施設、騒音防止施設、悪臭防止施設等	共同公害防止施設の設置に必要な土地、建物、構築物、設備又は設備リース
融資比率	対象施設の設備に要する費用の全額	対象施設の整備に要する費用の 80%以内
融資限度	6,000 万円	制限なし
融資利率	貸与損料 年 1.80%	年利 1.10%（中小企業の振興に係る関係法律の認定等を受けて実施する事業等については無利子）
融資期間	耐用年数以内で最長 12 年（うち据置 1 年）	20 年以内（うち据置 3 年以内）
備考	対象業種設備に制限あり 保証金 10%が必要	中小企業の事業活動に伴って関係法令に定める施設から生じる公害を防止するための施設を共同で設置する事業に対する貸付金

表 5-9 日本政策金融公庫（国民生活事業部門）融資制度の概要（平成 22 年 10 月 1 日現在）  
（問合せ先 佐賀支店：佐賀市駅前中央 1-5-10 朝日生命佐賀駅前ビル Tel.0952-22-3341）

制度名	環境・エネルギー対策資金（環境・エネルギー対策貸付）
融資対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 非化石エネルギーを使用するために必要な設備を設置する方</li> <li>② 一定の省エネルギー効果のある設備を設置する方（リース・レンタル事業者の方も一部ご利用いただけます。）または特定高性能エネルギー消費設備の導入などを行う方</li> <li>③ ばい煙、揮発性有機化合物など大気汚染の原因となる特定物質を排出する方またはアスベストの飛散防止などを行う方</li> <li>④ 汚水、廃液など水質汚濁の原因となる特定物質を排出する方</li> <li>⑤ 超低騒音型、低振動型または排出ガス対策型建設機械ならびに特定特殊自動車などを取得する方（リース・レンタル事業者を含みます。）</li> <li>⑥ 低公害車を取得する方、または低公害車を取得しリースする方</li> <li>⑦ 自動車 Nox・PM 法の規制に伴い排出基準非適合車を排出基準適合車に買い換える方、排出基準適合車を取得しリースする方、または排出基準非適合車に NOx・PM 低減装置を装着させる方</li> <li>⑧ 産業廃棄物をリサイクルするための設備などを導入する方</li> <li>⑨ 産業廃棄物を生じる方、または産業廃棄物の処理を行う方</li> <li>⑩ エコアクション 2.1 の第三者認証を取得した方および取得が見込まれる方ならびに第三者から協力・助言を得た「温室効果ガス排出削減計画」に基づき、温室効果ガス排出削減に取り組む方</li> </ul>
融資限度	7,200 万円（うち運転 4,800 万円）
融資利率	基準利率、特利 A、B、C、J
融資期間	設備 15 年以内（据置 2 年以内）、運転 5 年以内（特に必要な場合 7 年以内）（据置 1 年以内（特に必要な場合 2 年以内））

表 5-10 日本政策金融公庫（中小企業事業部門）融資制度の概要（平成 22 年 10 月 1 日現在）

（問合せ先 佐賀支店：佐賀市駅南本町 5-1 住友生命佐賀ビル Tel.0952-24-7224）

制度名	環境・エネルギー対策貸付		
	環境・エネルギー対策資金 (省エネルギー関連)	環境・エネルギー対策資金 (非化石エネルギー関連)	環境・エネルギー対策資金 (大気・アスベスト、水質汚濁防止、廃棄物処理・抑制・利用関連)
融資対象	<p>&lt;省エネルギー設備関連&gt; 省エネルギー施設を設置する方（ESCO 事業により当該施設をリース・レンタルする方を含む）</p> <p>&lt;省エネルギー事業者関連&gt; 省エネルギー施設を取得するリース・レンタル事業者の方</p> <p>&lt;特定高性能エネルギー消費設備関連&gt; 特定高性能エネルギー消費設備の導入等を行う方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非化石エネルギーを使用するために必要な設備を設置する方</li> <li>・一般ガス事業者</li> </ul>	<p>次のいずれかに該当する方</p> <p>&lt;大気汚染防止法関連&gt; ばい煙、揮発性有機化合物等大気汚染の原因となる特定物質を排出する方</p> <p>&lt;アスベスト関連&gt; アスベストを発生または飛散させる方（既存建築物における吹付けアスベスト等の除去、封じ込めまたは囲い込みを行う方及びアスベスト廃棄物の処理を行う方を含む）</p> <p>&lt;アスベスト代替製品関連&gt; アスベスト代替製品を開発し、製造し、または導入する方</p>
融資限度	<p>直接貸付 7 億 2,000 万円</p> <p>代理貸付 1 億 2,000 万円</p>	<p>直接貸付 7 億 2,000 万円</p> <p>代理貸付 1 億 2,000 万円</p>	<p>直接貸付 7 億 2,000 万円 (うち運転 2 億 5,000 万円)</p> <p>代理貸付 1 億 2,000 万円</p>
融資利率	信用リスク・融資期間等に応じて所定の利率が適用される		
融資期間	<p>設備 15 年以内（据置 2 年以内）</p>	<p>設備 15 年以内（据置 2 年以内）</p>	<p>設備 15 年以内（据置 2 年以内）</p> <p>運転 7 年以内（据置 2 年以内）</p>

表 5 - 1 1 日本政策投資銀行の環境対策融資制度の概要（平成 22 年 10 月 1 日現在）

（問合せ先：福岡市中央区天神 2-12-1 九州支店 Tel.092-741-7734）

融資制度	事業概要
環境格付融資	<p>日本政策投資銀行が顧客の環境配慮度合いを調査し、調査結果としての環境格付評価が一定以上の水準に達した場合には、当該評価の水準に応じて適用金利を設定する融資制度。</p> <p>環境格付融資の利用者は、ロゴマークを環境白書やホームページ等で使用可能。加えて、今後の二酸化炭素排出原単位の削減を約束する顧客は、別途環境省からの利子補給（年 1%※）もある。</p> <p>※予算制約等による変更等があり得るので、詳細は日本政策投資銀行へ。</p>

## 2 農業者等に対する融資

農業及びその関連事業の経営に伴って生じる公害を防止するため、家畜排せつ物処理、生活環境の悪化防止等について、農業近代化資金等の制度資金の融通により、施設の整備を図り公害防止に努めることとしている。

なお、制度資金の概要は次表のとおりである。

表5-12 農業者等に対する融資制度

資金名	貸付条件			摘要
	利率	償還期間	融資率及び限度額	
農業近代化資金	個人 1.5% 共同 1.5%	15年	融資率 80% 個人 1,800万円 農協等 15億円	家畜排せつ物処理施設 農村環境整備施設の改良等
政策公庫資金 (畜産経営環境調和推進資金)	個人 1.5% 共同 1.5%	個人 20年 共同 20年	融資率 80% 個人 3,500万円 共同 事業費の80%	家畜排せつ物処理施設 家畜排せつ物利用促進に必要な施設等
政策公庫資金 (農業改良資金)	無利子	10年	個人 1,800万円 法人等 5,000万円	農業生産環境の悪化防止のための技術導入(自動噴霧施設、発酵施設、脱臭施設、浄化施設等)

※利率は、平成23年1月24日現在

## 3 税制上の優遇措置

企業の公害防止対策を推進するため、公害防止用設備等の導入に対しては、税制上の優遇措置が講じられている。

国税(所得税及び法人税)においては、公害その他これに準ずる公共の災害防止に資する機械その他の設備のうち、財務大臣が指定する新規の機械その他の設備を指定した期間内に取得し、事業の用に供した場合、事業の用に供した事業年度において、普通償却限度額のほか、特別償却が認められている(租税特別措置法第11条、第43条、同法施行令第5条の10、第28条)

この特別償却制度の効果は地方税にもおよび、住民税及び事業税においても税負担の軽減が図られている。

また、固定資産税についても、一定の公害防止施設等については軽減措置が設けられている。